

東京科学大学理学院物理学系 工作室利用規則

令和 6 年 10 月 10 日

物理学系会議 制定

1. 本規則は、本学の職員、学生および本学特別研究員が、物理学系工作室(以下、工作室と言う)の工作機械等を用いて加工等を行う際の利用に関する規則を定めるものである。
2. 工作室の利用にあたっては、安全を最優先とする。
3. 工作室を利用するためには、まず、利用者の所属する研究室を代表する教員が、工作室利用申請書・兼誓約書(様式3)を先端物理計測開発室に提出し、物理学系長から利用許可を得る必要がある。さらに、利用者は、利用前に物理学系工作室講習会を受講していることを条件とする。
4. 入室は、共用カードキーシステムにより管理される。工作室備え付けの PC と付属機器で共用設備運用管理システムにログインし、機械の利用前後に貸出・返却登録を必ず行う。
5. 工作室備え付けの備品、消耗品は、工作室外への持ち出しを禁ずる。また、バイト、フライス・ボール盤の刃等の消耗品は原則として利用者が持ち込んだものを利用することとする。共用の消耗品を用いる場合は、消耗品利用簿に必要事項を記入すること。
6. 使用後には、掃除と整理整頓をする。
7. 利用中に工具等の破損や工作機械等の故障が生じた場合、あるいは、発見した場合、工作室委員会委員に速やかに連絡し、必要な指示を受けること。なお、誤った利用による場合には、利用者(研究室)に弁済を求めることがある。
8. 工作室を利用中に事故が発生した場合は、利用研究室の責任において全学規則に従い、必要な対応を行うと共に、総合安全センターに事故・災害報告書(速報、および本報告)を提出する。また、物理学系長と工作室委員会および先端物理計測開発室にその写しを提出する。
9. 本規則及び工作室委員会委員の指示に従わない場合には、利用の許可を取り消すことがある。
10. 本規則の改訂には、先端物理計測開発室運営委員会の議を経たのち、物理学系会議の承認を必要とする。

※物理学系工作室は、工作室委員会と先端物理計測開発室が協力して運営しています。

付則

1. 本規則は令和 6 年 10 月 1 日より運用する.

(様式3)

平成 年 月 日

物理学系長 殿

所属:

身分:

氏名:

工作室利用申請書, 兼誓約書

物理学系工作室利用規則を遵守し, 物理学系工作室を利用すること, ならびに利用中に発生した事故に関しては, 申請者が全責任を負うことを誓約いたしますので, 研究室所属の教職員, 学生の工作室の利用を許可していただけますようお願いします.